



# お知らせ

information

お知らせの見方

申 申し込み 問 問い合わせ 申・問 申し込み・問い合わせ  
〔先着〕先着順 〔抽選〕申し込み多数のときは抽選

## 電話番号案内 (市外局番022)

仙台市役所 ☎ 261-1111(代)  
青葉区役所 ☎ 225-7211(代)  
宮城野区役所 ☎ 291-2111(代)  
若林区役所 ☎ 282-1111(代)  
太白区役所 ☎ 247-1111(代)  
泉区役所 ☎ 372-3111(代)  
宮城総合支所 ☎ 392-2111(代)  
秋保総合支所 ☎ 399-2111(代)

## 仙台市ホームページ

<https://www.city.sendai.jp/>

## 仙台市広報課Facebookページ

<https://www.facebook.com/sendai/pr/>

## 注意事項

- 催しは、5月6日からの内容を掲載しています
- 料金の記載のないものは無料(入館料が必要な施設あり)
- 休館日等は事前にご確認ください
- 来庁・来場の際は公共交通機関をご利用ください
- ファクス番号が未掲載の場合は、広報課FAX211・1921、☎214・1150へお問い合わせください
- 市役所への郵便は郵便番号(〒980-8671)と課名のみで届きます

## 申込時の必要事項

右記の項目を(往復はがきには返信先も)記入してください。  
特に記載のないものは、はがき1通につき1人、締切日消印有効。

- 申し込む内容(講座名等)
- 〒住所
- 氏名(フリガナ)
- 電話・ファクス番号
- その他必要事項

お知らせの内容は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止や延期となる場合があります。  
また、4月号以前に掲載した内容についても、中止や延期となっている場合があります。  
必ず事前に、各問い合わせ先にご確認ください。

## 市民意識調査にご協力ください

市が取り組んでいる主な施策への評価などをお伺いするため、「施策目標に関する市民意識調査」を実施します。対象は市内にお住まいの18歳以上の方の中から無作為に選ばれた6千人の方です。調査票を発送しますので、届いた方はご協力をお願いします。なお、調査結果はまともり次第市ホームページなどでお知らせします。

問政策企画課 ☎ 214・1268

## 高等学校等修学資金借入支援制度のご案内

日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)をご利用の方が負担する借入利率のうち、高等学校等の在学期間中に支払った利率を補助します。

- 申請期間 7月1日(水)～12月11日(金)
- 対象 市内にお住まいの高等学校等の生徒の保護者
- 市税の完納等の条件があります

支援対象となる借入限度額				1学年	2学年	3学年
宮城県奨学金を受けている場合		宮城県奨学金を受けていない場合				
私立	公立	私立	公立	利子補給開始時の学年		
40万円	20万円	150万円	90万円	1学年	2学年	3学年
—	—	80万円	50万円			
—	—	40万円	25万円			

問 学事課 ☎ 214・8861

## 安全安心まちづくり活動を支援します

地域の皆さんが自主的に取り組む防犯活動に対し助成します。  
●対象 町内会の区域から小学校の学区程度の地域で、自主的に結成された団体 ●対象経費 地域の犯罪の未然防止や地域住民の防犯意識の高揚、地域の環境浄化などの活動に要する経費の一部 ●補助額 新規申請団体は上限15万円、申請が2回目以降の団体は上限5万円(活動内容等により補助額を決定します) ●同団体への補助は5回まで 申区役所区民生課、

宮城総合支所まちづくり推進課、秋保総合支所総務課などで配布する申込用紙で7月31日までに問 市民生活課 ☎ 214・6148

## 町内会の環境衛生整備に助成します

町内会が行う次の事業に対し、消費税相当額を除く事業費の2分の1以内の費用を助成します。

助成対象事業	限度額
地域に繁茂する草を刈るための動力草刈機の購入費用	1台5万円
蚊・ハエ発生防止のための動力薬剤散布機の購入費用	1台10万円
下水道処理区域外の私道への準公共的な排水設備に係る費用	50万円

- 申込期限 10月30日
- 助成額には上限があります
- 購入等の前に申請手続きが必要です
- 申し込み多数のときは期限前に受け付けを終了します 申・問 区役所衛生課、宮城総合支所管理課、秋保総合支所保健福祉課

## 高齢者等のごみ出し支援活動を行う団体に奨励金を交付します

高齢や障害等の理由により、家庭のごみ出しが困難な世帯のごみ出し支援を行う団体に対し、奨励金を交付します。

- 対象団体 町内会や老人クラブ、NPO法人などの非営利な活動を行う団体 ●支援世帯 次の①～③のいずれかに該当する方のみで構成される世帯 ①申請時に満75歳以上の方 ②要介護1～5認定を受けている方 ③身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方 ●詳しくは、市ホームページをご覧ください 申家庭ごみ減量課で配布する申請書(市ホームページからもダウンロード可)で 問 家庭ごみ減量課 ☎ 214・8226

## 消費生活の向上を図るための活動を支援します

市民団体が行う消費生活の安定および向上を図る事業に対し、補助します。  
●対象団体 市内に主たる事務所を有し、市民の消費生活の安定および向上を図るための活動を行う団体 ●対象事業 広く市民の消費生活向上を図る事業、消費者市民社会の実現を目指す事業 ●補助額 上限30万円(事業内容により補助額を決定します) ●応募期限 5月22日(必着) ●詳しくは市ホームページをご覧ください 問 消費生活センター ☎ 268・7040